

支援協定を締結して

鳥取県商工労働部産業振興総室

目次

- 1 条例の制定と支援協定の締結
- 2 支援協定締結当時の様子
- 3 支援協定を締結したことによるメリット
- 4 今後の課題と方策

1 条例の制定と支援協定の締結

鳥取県では、地域の自立と新たな産業の創出に向け、鳥取発の技術を活かした産業集積を図るため、産学官連携の強化を行うなど「知の地域づくり」を積極的に推し進めています。

そこで、知的財産に対する取組みを重点課題のひとつと捉え、知財施策の目標や方向性を定めた「とっとり知的財産活用プラン」を平成 18 年 3 月に策定しました。さらに「知財を活用できる風土づくり」などの政策目標を達成するため、全国に先駆けた「鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例」を平成 18 年 4 月 1 日に制定しました。本条例では、産学官連携に金融機関を加えた「産学金官」^(※)及び「県民」の取組を規定しており、県が一体となって知財を活用した地域経済の活性化を目指しています。

さらに、この条例の理念を実現するための各種事業を効果的に実施することを目的に、平成 18 年 5 月 11 日に平成 21 年 3 月 31 日までの期限で日本弁理士会と事業連携協定を締結しました。連携事業では主に知的財産の普及啓発に注力し、これまで約 3 年間の取組みにより鳥取県知的所有権センターの利用者数や県知財担当への問合せ、また県立図書館の知財関連書籍の貸出が飛躍的に増加するなど、知財に対する意識は確実に高まっていると感じています。また、全国的に特許の出願が漸減している中において、県内からの出願は、条例制定以降増加に転じているなど、一定の成果が実現したことをあらためて感謝申し上げます。

※いわゆる「産学官」の取組みの中で、金融機関に「産」に対する支援という役割を明確にするため、本県では、「産学金官」と呼称しています。

2 支援協定締結当時の様子

本県における独自技術等の権利保護に向けた知財への取組状況は、特許の出願件数が低調に推移しているなど、必ずしも活発とは言えない状況でした。また、独自技術を有しながらも知財への認識やブランディング力の不足等により、せっかくの技術力が収益に結びついていないといった製造業の実態もありました。実際に、知財への認識不足に起因する損害発生事例も散見されていたところ。政府が平成 17 年 8 月の月例経済報告で、事実上景気が「踊り場」を脱却したと宣言したものの、県内では景気回復の歩みは遅く、都市部の流れから取り残されてしまっている状況に県としては相当の危機感を抱いていたのが実情です。しかも県内には下請け企業が多く、知財に関する取扱いは東京、大阪の本社で行っているという産業構造、また何よりも自ら積極的に動き出そうとしないと言われる県民性から、そもそも知財に対する意識が芽生えにくい地域であるとの指摘もありました。

このような状況の下、特許をはじめとする知財を戦略的に保護・活用し、我が国産業の国際競争力を強化することが国家目標とされ、知的財産基本法を成立し、その中で「地方公共団体の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する」という地方公共団体の責務が規定されました。その後も地域団体商標制度の導入、また営業秘密の保護強化に向けた不正競争防止法の改正など、知財への取組みを強化するための法体系整備等が着々と進められていました。

本県ではこの動きを受け、県内産業が生き残っていくためには、新たな付加価値を生み出す新技術・商品の開発や、本来享受すべき利益を最大限保護することによって、自立した経済活動へ転換することが必要であると強く認識したのです。当時県内の知財に関する主な課題としては、以下のとおり認識していました。

(1) 出願件数の低迷（全国最下位）

企業における特許出願等は、技術開発に対する取組状況を反映しており、技術開発の活動指標と捉えれば、質の高い独自技術開発の成果としての特許出願の増加が新事業創出のカギとなります。しかしながら、特許庁の年次報告書によると、鳥取県内からの出願は全国で最も少なく推移しており、全国で最も人口が少ない県とはいえ、一事業所当たりの出願数も最低ラインであることから、知財後進県であることは明らかでありました。

県内の大学や公設試験研究機関等には、研究人材やバイオ技術など独自の研究シーズが存在しているものの、知財権という付加価値を生み出し、事業化につなげるためのさらなる取組みが必要であると強く認識していました。

(2) 商標権は唯一増加傾向

県内からの商標出願については、ブランド化推進の流れに乗ってか、唯一高い増加率を示していました。しかしながら、農産品を中心として県内にはブランド化が図られていない独自産品が多くあり、今後、さらなる取組強化が求められていました。

(3) 特許流通は低調に推移

特許は取るもので、活用するという意識が低い企業が多いのが現状でした。自らの知財が少ない県内の中小企業だからこそ、他者の知財活用による付加価値創出が期待されると考えておりました。

このような課題を認識しながらも、一朝一夕で成果の出る方法はなく、将来に向けた豊かさの連鎖反応を起こすためには、何らかの仕掛けが必要です。そこで、「県民の知財意識高揚」に向けた基盤づくりが整備され、さらに県民性を超えた行動力が向上すれば、必然的に「知財は重要である」と思える土壌が生まれてくると考えました。つまり、県内の知財マインドが醸成されなければ、将来自立型の産業構造に転換していくことは不可能であるという前提で条例の制定に取組み、さらに条例に基づく事業を推進するための県内で不足しているマンパワーを補うために日本弁理士会と支援協定を締結したのです。

3 支援協定を締結したことによるメリット

(1) 人材育成ノウハウの習得及び提供

①県民向けのセミナーカリキュラム及びテキストの作

成・提供及び成果の検証

知的財産に関する専門的ノウハウを有する日本弁理士会において、県民向けの知的財産研修のためのテキスト等を作成していただく際には本県の意向を大いに反映することができました。毎回のアンケートを踏まえ、回を重ねる毎に内容は充実し、本県の実態に即したより効果的な県民の意識啓発及び実務習得が促進されたものと認識しています。

近年では、このような普及啓発の強化を背景として、自社技術の事業化に向け積極的に権利化を図る企業や、特許流通アドバイザーの支援により大学や大手企業等の未利用特許を自社で活用し、付加価値の高い新しい製品開発に成功した事例も発生しています。

②県職員（全職員）向け研修カリキュラムの提供及び成果の検証

事務系職員も含めた全職員向けの研修カリキュラムの提供を受けることにより、県職員の知的財産への理解が深まるとともに、業務上必要な知識を習得できました。

このことにより、これまで軽視されがちであった著作権や、ほとんど意識されていなかった共同研究時の契約等に関する相談が急増し、トラブルを未然に防ぐなどの効果があったものと認識しています。

<協定締結以降のセミナー開催実績>

- 平成 18 年度 全 23 回開催 912 名参加 (40)
- 平成 19 年度 全 23 回開催 728 名参加 (32)
- 平成 20 年度 全 25 回開催 925 名参加 (37)

<中小企業向けセミナーに参加した事業者割合>

- 平成 18 年度 62%
- 平成 19 年度 63%
- 平成 20 年度 80%

※事業者以外…県関係職員、大学等職員等

<相談件数等>

	H18	H19	H20
鳥取県知的所有権センターへの相談・閲覧者数	1,151	1,331	1,888
県知財担当への相談件数	45	121	163

(2) 県有知的財産の活用に向けたマネジメント体制構築

日本弁理士会より、全国多数の弁理士の中から特に専門的知見を有する弁理士を、県が新たに設置した県

支援協定を締結して

有知的財産を評価する鳥取県知的財産マネジメント委員会の委員として派遣していただくことができました。このことにより、これまで活用の見込みのないまま保有し続けていた権利の整理が進み、出願を検討する権利も強化されるなど、本県が保有する知的財産の質が大幅に向上したものと認識しています。

さらに、県有の県内外企業への技術移転促進に向けたプロジェクトを積極的に推進するための適切なアドバイスも得ることができ、知的財産の活用を意識した取組に向けて大いに効果がありました。

＜県公設試験研究機関の出願件数と実施許諾の推移＞

	H16	H17	H18	H19	H20
出願件数	4	3	11	6	10
締結中の実施許諾契約数	7	11	11	13	20

(3) 事業実施に当たっての負担軽減

県民向けセミナー及び県職員向け研修等への講師、また鳥取県マネジメント委員会委員の謝金については県の単価で対応いただいた上に、セミナーでのグループ演習にご協力いただく運営委員の派遣を受けることができ、通常の実施に比べ経費的な負担は相当軽減されました。

また、セミナーにおいては、講師の選定や日程調整などを知的財産支援センターで一元的に管理していただいたため本県の事務的な負担がほとんどなく、多数のセミナーを効率的に実施することができました。

(4) 効果的な情報伝達

日本弁理士会との連携を密に保つことで、他地域の情報を得ることができる一方で、地方としての意見も取り入れていただくなど、本県知財施策の構築にとって大変効果があるものと認識しています。

また、全ての弁理士への情報提供など県独自では困難と思われる業務も、協定に基づいて効率的な実施が実現できました。平成19年度に実施した弁理士定着促進事業においてもご協力いただき、それまで特許事務所が1軒しかなかった本県に、新規に1事務所が開業され、日常の知財に関する環境が改善したことは、支援協定の大きな実績であると捉えています。

4 今後の課題と方策

知財活動が活発とは言えない本県において、当初最大の課題であった「県民の知財意識高揚」に向けた基盤づくりは確実に進んでいるものの、さらに本県産業を活性化していくためには、今後はより具体的な成果である知財を活用した事業化事例を創出していくことが課題となります。そのためには、研究機関や知的所有権センターなどとの連携をさらに深め、企業の知的財産を活用した事業活動をトータルで支援する体制を整えていくことが必要不可欠であると考えます。

そこで、これまでの普及啓発等の事業を継続しつつ、さらに企業の事業化までを支援する事業に取り組んでいくこととし、その実施にあたって日本弁理士会の連携協力を得るため、平成21年7月16日から平成23年3月31日までの期間で再度支援協定を締結しました。日本弁理士会の協力を得ながら、より具体的な成果を出せるよう、さらなる知的財産施策の強化・バージョンアップを目指し取り組んでいきたいと考えています。

そして、日本弁理士会との協定終了後には、鳥取県として自立した取組みを展開することができるよう、産学官で互いの強みを融合させながら密に連携することで、条例の目的が達成されるよう邁進してまいります。

(原稿受領 2010. 1. 12)

＜協定項目＞ (新規)：平成21年7月16日の協定で拡充したもの)

協定項目	連携して実施する具体的事業
普及啓発 人材育成	シンポジウムの開催 県民が知的財産への理解を深めるための、基礎的な研修カリキュラムの作成・提供 県民向け及び県行政職員向けの各種セミナー・研修の実施
県内産業の 高付加価値化	新規 企業の知的財産活用を支援する専門人材の配置 新規 産業デザイン力の強化に向けた検討、意匠・デザインセミナーの実施
知的財産の 活用促進	新規 知的財産活用支援体制等を検討する「鳥取県知的財産活用促進委員会」へ、日本弁理士会から専門委員を派遣 県有知的財産の活用策を検討する「鳥取県知的財産マネジメント委員会」へ、日本弁理士会から専門委員を派遣